

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
26	水道局	給水装置業務でマニュアルを整備し履行確認を適切に行うべきもの	局は、各支所の業務である給水装置の新設、改造、撤去などを行うため区内21カ所に給水管工事事務所を置き、東京水道サービスマニュアル(TSS)と委託契約して、給水装置業務でマニュアル(平成26年4月)に基づいてTSSが業務を実施している。	<p>給水部では、委託工事の処理経過の記録化について、平成27年2月26日付「受託施行における調整内容等の対応経過記録について」によりTSSへ周知し、TSSは平成27年4月より各給水管工事事務所において、申込者の工事希望や他企業等調整経過を記録化している。</p> <p>また、支所の履行確認については、系列保長会(平成27年4月23日開催)において、進行管理の徹底を周知し、適切に履行を確認している。</p> <p>他企業等の調整を要する場合等の処理手続きについて、平成28年1月18日付水給給第227号によりマニュアルを改め、調整の経過を記載する様式を定めた。</p>
27	水道局	配水小管工事に係る設計及び工事監督業務を経済的に行うべきもの	局は、各支所の業務である給水装置の新設、改造、撤去などを行うため区内21カ所に給水管工事事務所を置き、東京水道サービスマニュアル(TSS)と委託契約して、給水装置業務でマニュアル(平成26年4月)に基づいてTSSが業務を実施している。	<p>配水小管工事に係る設計及び工事監督業務を経済的に行うべきもの</p> <p>給水部では、「平成26年度配水小管設計業務委託」及び「平成26年度配水小管工事監督業務委託」(以下「両業務委託」という。)を各々TSSと特命任意契約している。</p> <p>両業務委託に関する費用の内訳を見たところ、業務原価に諸経費を加算しており、この諸経費は、業務原価が高額になることに率がかかる仕組みとなっていた。</p> <p>両業務委託においては、業務内容が配水に係る設計と工事監督という一連のものであることや、同一の受注者の特命任意契約であり、契約期間も同一であることから、一案件として発注することができ、その場合、468万8,299円の経費を削減出来ることが認められた。</p> <p>部は、配水小管工事に係る設計及び工事監督業務を経済的に行われたい。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
28	下水道局	研修業務委託契約の積算を見直すべきもの	職員部は、下水道の研修に関する業務について、東京都下水道サービスマニュアル(TSS)と「下水道局研修業務委託」契約(契約金額:1億6,372万8,000円、契約期間:平成26.4.1~平成27.3.31)を締結している。	<p>研修実施補助業務に係る費用について、平成28年度の当該委託契約において、業務内容に応じた単価を適用し、積算の見直しを行った。</p>
29	教育庁	デジタル化資料の選定方針を定めるべきもの	中央図書館は、資料の閲覧サービス等を実施するため、図書、新聞、雑誌等を収集・所蔵している。また、東京に関する郷土資料等を収集・保存しており、その一部をデジタル化し、インターネット上で公開している。	<p>「都立図書館フロンティア3か年プラン」(計画年次:平成24年度~平成26年度)において、「資料の保存と利用の調和がとれるよう、江戸・東京に関するデジタル化を進めるとしている。</p> <p>① 館内で高解像度の保存用デジタルデータを閲覧させ、原資料の利用機会を減少させることで、劣化・損傷の防止を図る観点が含まれていない</p> <p>② デジタル化資料の選定等に係る基本方針が具体的なものとなっていない</p> <p>③ デジタル化する資料の選定に当たり、担当係において議論の上、担当課長が決定しているもの、</p> <p>④ デジタル化の目的を明らかにせず、デジタル化資料の選定に当たって必要な基本方針やそれに沿ったデジタルデータの仕様(解像度、圧縮方式、圧縮率)を定めていない</p> <p>⑤ 選定時におけるデジタル化の理由を文書に明確に記録しておらず、決定しただけで、効率的にデジタル化を進めているか、個々の資料のデジタル化が必要であるかなどがわからない状況となっている。</p> <p>平成27年11月に「東京都立図書館所蔵資料のデジタル化に係る方針」を策定し、デジタル化を行う資料の基本方針を定めるとともに、デジタル化を行った資料は原資料の劣化・損傷防止の観点から原則デジタル化したデータを提供することを明記した。平成27年度デジタル化資料の選定にあたっては、当該方針に基づき選定理由を明確にし、決定を行った。</p> <p>さらに、同年同月、「東京関係資料のデジタル化に係る要綱」も合わせて策定し、デジタル化作業において必要なデータ品質を明確にし、27年度契約における仕様書に反映させ契約を行った。</p>

【意見・要望事項】

番号	対象局(団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
30	総務局	災害対策用被服等の取扱いについて	都は、東京都災害対策本部運営要綱(昭和38年東京都要綱)の規定に基づき、災害対策業務に従事する職員に災害対策用被服等(以下「被服等」という。)を着用させている。被服等は、東京都災害対策用被服取扱い及び着用要領(以下「要領」という。)の定めるところにより、総務局長が、着用を義務付けた職員に当たっては、各局長等から被服等の貸与に当たっては、各局長等から被服等の貸与に基づき、全庁で必要な数量を把握した上で、毎年度需給計画を作成している。被服等の取扱事務は、要領により各局へ被服等取扱者を置いて、それぞれが責任をもって管理しており、総合防災部では、各局の報告を義務付けてはいたないものの、平成24年から、平成25年度及び平成26年度は報告を求めていなかったため、平成26年度末における被服等の全体状況を把握していなかった。部は、被服等の事務を統括する立場であり、それぞれの状況を把握し、指導していくことが求められる。	部は、平成27年12月に被服の取扱いについて、部が行う需給計画の作成や貸与対象局が行う報告などの事務手順を整理するとともに、要領の不備を修正した。また、上記で整理した手順をもとに、貸与対象局における管理方法などをまとめた各局担当者用手引きを作成した。今後、防災担当者会議などの場を用いて、各局の被服等に係る業務への理解向上を図っていくこととした。

【平成27年工事監査】

【指摘事項】

番号	対象局(団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
31	総務局(島しょ)	特命随意契約の諸経費調整を適正に行うべきもの	平成26年度二見港船客待合所建具改修及びその他工事(小笠原村父島二見港、工期:平成26.1.2.3~平成27.3.1.0、契約金額:2,113万8,840円)は、建具施設利用者の利便性の向上を図るため、船客待合所の建具等を改修するものである。本工事は、同一工事場所で契約済みの工事(以下「前工事」という。)の受注者と、工期を重複して特命随意契約している。ところで、局積算基準によれば、前工事と同一工事場所で、工期を重複して特命随意契約する場合は、諸経費を調整することとしている。しかしながら、本工事では、諸経費を調整していないため、積算額約132万円が過大なものとなっている。	小笠原支庁では平成28年1月20日の支庁課長会にて監査結果の報告を行い、関係職員へ再発防止の取組を通知文にて周知した。これを受け各課では、日常業務の中で点検及び改善並びに専門知識の習得を図った。設計を行った港湾課では平成27年6月30日に事例研修を実施し、設計、積算業務における適切な共通化等の調整及び照査体制の強化等について周知徹底した。研修後は設計書照査時にチェックシートを活用した。小笠原支庁は、平成28年1月20日の支庁課長会にて監査結果の報告を行い、関係職員へ再発防止の取組を受け各課では、日常業務の中で点検及び改善並びに専門知識の習得を図った。工事を実施した港湾課では、平成27年6月30日に事例研修を実施し、工事工程の把握と適切な監督業務の遂行を周知徹底した。研修後は、課内全員が各案件の進捗状況を把握できるよう、毎週の課内会議において、工事工程の確認時間を十分に確保している。さらに、担当者以外でも最新の進捗状況を確認できるよう、工程管理専用の課内共有フォルダを新設し、工程表等を適宜保存・更新している。以上により、課内の情報共有を徹底することで、監督業務を適切に実施する体制を構築した。
32	総務局(島しょ)	電源設備改修工事の監督業務を適切に行うべきもの	平成25年度二見港リーフケーブ工事(小笠原村父島二見港、工期:平成25.8.5~平成25.12.27、契約金額:195万7,200円)は、父島二見港の港湾施設利用者の利便性の向上を図るため、リーフケーブ電源設備を改修するものである。ところで、支庁は、監督業務を行うに当たり、契約の適正な履行を確保するため、受注者に対して必要な指示、協議、工程管理、立会い、施工状況の確認等を行わなければならない。しかしながら、本工事の工事記録写真について見ると、契約範囲外である管路掘削、電源管敷設等の施工が行われていることが認められた。これらは、後日、別に特命随意契約した工事の内容である。このことは、支庁が工事の状況を十分に把握せず、受注者に対し適切な協議及び指示を行わなかったため、受注者が本工事の設計変更内容に含むものと誤認したことによるものである。電源設備改修工事の監督業務を適切に行われたい。	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
33	都市整備局	空気調和機の据付費の積算を適正に行うべきもの	再開発事務所空気調和設備改修工事(第二期)その2(中野区中野一丁目2番5号、工期:平成26.7.18~平成26.11.14、契約金額:1,616万5,440円)は、老朽化した再開発事務所の空気調和設備を改修するものである。 このうち、空気調和機設備工事の積算について見ると、空冷ヒートポンプユニットの機器に据付費を加算して空気調和機の単価を設定しているにもかかわらず、機器搬入費にも据付費を計上し、二重計上となっている。このため、積算額約91万円が過大なものとなっている。	局は、平成27年9月17日に「機電合同課長代理会議」を開催し、各部署からの監査報告を行い、局内横断的な周知徹底を行った。 設計を行った第二市街地整備事務所では、平成27年7月7日の所議長会で、本件について周知徹底し、所内の各設計担当者との情報共有を促進した。 今後は、所内設備工事の起工は一括して工事課が行うこととし、また、費用計上の必要性及び計上した費用に重複が無いことの確認を徹底する目的で、起工時、積算資料(財務局)に掲載されている「チェックリスト」を新たに活用する等、チェック体制の強化を図った。
34	都市整備局	移動式クレーンに係る作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの	中水道管溝撤去残置その6工事(多摩市落合四丁目から落合五丁目地内まで、工期:平成26.9.9~平成27.3.13、契約金額:7,432万8,840円)は、使用廃止となった中水道管の撤去及び残置を行うものである。 クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)では、労働者の危険を防止するため、移動式クレーンに係る作業を行う場合には、つり上げられている荷の下に労働者を立ち入らせないことと定められている。 しかしながら、本工事の管溝置工におけるコンクリート打設状況の工事記録写真について見ると、つり上げられているバケット(コンクリートを打設位置までクレーンなどで運搬し、打設するための容器)の下に作業員が立ち入っている状況が認められた。 このような状況は、作業員が被災しかねない大変危険なものである。 移動式クレーンに係る作業について受注者を適切に指導・監督されたい。	市街地整備課は、平成27年10月15日に部独自の執行・安全管理委員会を新設し、同年11月20日の委員会で指摘事項を周知した。 今後、施工計画時に「受注者にクレーン等安全規則を遵守した施工方法を確認する」ことを指導し、安全バートロールチェック表に「クレーン等の作業半径内立入禁止措置」の項目を追加して各工事担当部署と再確認した。 工事を行った多摩ニュータウン整備事務所では、 ①平成27年7月6日の工事担当者会において、指摘事項の周知を行うとともに、クレーン等安全規則の再確認を行った。 ②平成28年1月20日に安全バートルールを行い、工事が安全に実施されていることを確認した。
35	病院経営本部	工事完了の確認を適正に行うべきもの	改築改修工事に伴うLAN配線工事(墨田区江東橋4丁目2番15号、工期:平成27.1.9~平成27.3.23、契約金額:2,041万2,000円)は、墨田病院の改築改修に伴いLAN配線を行うものである。 ところで、東京都電気設備工事標準仕様書では、工事の完了とは、契約で定める要件を全て満たした時とし、工事完了届を監督員に提出することと定めている。 しかしながら、本工事関係図書について見ると、通信試験の一部が終わっていないにもかかわらず、工事完了届を受理している状況が認められた。	本部は、各病院に対し、平成28年1月29日の施設担当者会において、指摘内容及び財務局研修への参加や、都有建築物等の維持管理に関する都職員との相談窓口である保全コールセンターの活用による連携体制について周知を行った。 では、工事担当者が、財務局で毎年開催されている「新採・転入者技術研修」を受講し、保全コールセンターを活用することで、しゅん工図等の提出について受注者を適切に指導・監督していく。
36	病院経営本部	しゅん工図の提出について受注者を適切に指導・監督すべきもの	東京都立松沢病院中央監視設備改修工事(世田谷区上北沢二丁目1番1号、工期:平成27.2.19~平成27.3.31、契約金額:260万8,200円)は、中央監視設備の改修を行うものである。 では、受注者は、しゅん工図等を提出することと定めている。 しかしながら、本工事関係図書について見ると、しゅん工図等は、建物を適切に維持管理していくために欠かせないものであるにもかかわらず、提出されていない。	本部は、各病院に対し、平成28年1月29日の施設担当者会において、指摘内容及び財務局研修への参加や、都有建築物等の維持管理に関する都職員との相談窓口である保全コールセンターの活用による連携体制について周知を行った。 では、工事担当者が、財務局で毎年開催されている「新採・転入者技術研修」を受講し、保全コールセンターを活用することで、しゅん工図等の提出について受注者を適切に指導・監督していく。

番号 (団体)	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
37	産業労働局	汚泥処理を適正に行うべきもの	<p>東京障害者職業能力開発校建物管理委託(小平市小川西町二丁目3番4号1号、契約期間:平成26.4.1~平成27.3.31、契約金額:4,755万2,000円)は、東京障害者職業能力開発校(以下「校」という。)校舎の建物管理を行うものである。</p> <p>ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について(昭和46年厚生省)によれば、し尿を含む汚泥は、一般廃棄物として処分することが定められている。</p> <p>しかしながら、本建物管理委託の汚水槽清掃については、清掃後に残った汚泥にし尿が含まれているにもかかわらず、雑排水槽の汚泥と一緒に産業廃棄物として処分していた。また、同法では、排出事業者は、廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、それぞれ許可業者に委託しなければならないと定められている。</p> <p>しかしながら、発生した汚泥の産業廃棄物処理について見ると、排出事業者である校は、本建物管理委託で運搬、処分を行わせている。汚泥処理は、一般廃棄物と産業廃棄物を区分するともに、建物管理業務とは別に許可を受けた者に委託しなければならない。</p> <p>26築地市場水産立体駐車場誘導灯他修繕工事(中央区築地五丁目2番1号、工期:平成26.10.17~平成26.12.2、契約金額:658万8,172円)は、築地市場水産立体駐車場の遊歩口誘導灯、通路誘導灯87台ほかを取り替えるものである。</p> <p>ところで、消防法(昭和23年法律第186号)によれば、消防用設備等を設置したときは、消防署長に届け出なければならないことが定められている。本工事の誘導灯取替等の手続きについて見ると、消防署長に消防用設備等の設置を届け出ていない。</p> <p>消防用設備等に係る手続きを適正に行われたい。</p>	<p>局は、平成27年4月22日及び同年12月3日に「局契約事務担当者会議」、同年7月3日に高実務研修「契約事務1(新任担当者)は悉皆」を開催し、局内の契約事務担当者に対して、本指橋を踏まえ、清掃等の建物管理委託及び廃棄物処理を適正に行うよう周知した。</p> <p>校を所管する雇用就業部では、平成27年11月5日に、「経理事務担当者会議」を開催し、部内の全事業所に指橋事項を周知し、再発防止の徹底を図った。</p> <p>委託を行った校では、平成27年度より建物管理業務委託契約とは別に、一般廃棄物と産業廃棄物を、それぞれ許可を受けた業者と汚泥処理委託契約を行った。</p>
39	建設局	建設費の施工条件の明示を適切に行うべきもの	<p>古川地下調断池換気施設工事(港区東麻布三丁目地内から同区三丁目地内、工期:平成25.2.18~平成26.5.9、契約金額:7億2,238万4,250円)は、古川地下調断池の換気施設を整備するものである。</p> <p>このうち、建設費の積算について見ると、一部の建設費が汚染土壌であると想定されていたため、その処理費積算額約1,950万円を計上しているが、発注図書の特記仕様書や図面などにそのことが明示されていない。</p> <p>ところで、受注者から提出された本工事の契約図書を見ると、汚染土壌の処理費が計上されていないことが認められた。また、本工事における土壌分析の結果、環境基準に適合しており、建設費として処理していることが認められた。</p> <p>仮に、適切に施工条件を明示した場合、土壌分析の結果に応じた変更協議が可能となる。建設費土壌処理費の施工条件の明示を適切に行われた。</p> <p>妙正寺川警備調節池換気設備工事(中野区白鷺一丁目地内、工期:平成26.3.3~平成26.10.22、契約金額:4,716万3,600円)は、調節池内に換気設備を施工するものである。</p> <p>このうち、ダクト据付費の積算について見ると、据付けの職能は、ダクト工を適用すべきところ、据付間接費が加算される機械設備据付工で計上している。</p> <p>このため、積算額約192万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成27年11月24日開催の「河川部改修課所管河川事業設計担当部長会議」及び平成28年2月26日開催の「局技術担当課長会」において、指橋趣旨の周知、再発防止に向けた適切な指導の周知を通知した。設計を行った第一建設事務所では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成27年12月22日開催の工事課全体会において、指橋の趣旨及び「品確法」の改正に伴う発注者の責務について周知徹底を図った。 ○記載要領に基づき特記仕様書に施工条件等の明示漏れが無きよう新たにチェックリストを作成し、照会時に確認を行うとともに、工事担当部署にもチェックリストの写し等を渡し、情報共有を図った。 <p>局は、平成27年11月24日開催の「改修課所管河川事業設計担当部長会議」で本内容を説明し、各事務所間、河川部、技術管理課等との連携をより一層図るとの通知した。さらに、平成28年2月26日の高技術担当課長会で技術系担当課長に対して、再発防止に努めるよう周知徹底を図った。</p> <p>設計を行った第三建設事務所では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成27年12月24日に「設備工事の設計・積算に関する勉強会」を開催し、局作成の若手育成研修テキスト(機械・電気編)を活用して設計・積算の注意点を周知徹底した。 ②専門外の職員が行う設計に対するバックアップとして、平成27年度後期以降に発注した設備工事の設計書に対し、起工前に主管課を通じて局技術管理課(設備担当)等に内容確認を行っている。
40	建設局	ダクト据付費の積算を適正に行うべきもの	<p>付費の積算を適正に行うべきもの</p>	

38	中央販売市場	消防用設備等に係る手続きを適正に行うべきもの	<p>26築地市場水産立体駐車場誘導灯他修繕工事(中央区築地五丁目2番1号、工期:平成26.10.17~平成26.12.2、契約金額:658万8,172円)は、築地市場水産立体駐車場の遊歩口誘導灯、通路誘導灯87台ほかを取り替えるものである。</p> <p>ところで、消防法(昭和23年法律第186号)によれば、消防用設備等を設置したときは、消防署長に届け出なければならないことが定められている。本工事の誘導灯取替等の手続きについて見ると、消防署長に消防用設備等の設置を届け出ていない。</p> <p>消防用設備等に係る手続きを適正に行われたい。</p>	<p>市場は、平成27年3月26日に工事担当課長と「維持管理担当者会議」を開催し、今回の指橋事項の内容や監査とワリソングでの指橋・注意点の報告を行い、各市場(部)の工事設計担当者に周知徹底した。</p> <p>また、工事を実施した築地市場では、平成27年3月5日に京橋消防署へ消防用設備等設置計画届出書及び消防用設備等設置届出書を提出し、受理された。</p> <p>さらに、東京都電気設備工事標準仕様書の1.1.4官公署その他への届出手続等を確実に遂行するため、工事積算チェック項目欄に所轄官庁書類のチェック欄を設け、工事の打合せ段階で受注者に確実に指示することとし、再発防止を図った。</p>
----	--------	------------------------	---	---

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
41	建設局	気泡混合軽量土材料の積算を適正に行うべきもの	<p>道路改修工事(西一将門連絡路の2)(西多摩部奥多摩町御沢地内、工期：平成25.11.14～平成27.7.15、契約金額：5億1,887万1,960円)は、多摩川南岸道路本線と国道を接続する連絡路を築造するものである。</p> <p>このうち、気泡混合軽量土材料について見ると、材料100m3当たり赤釈水3,180kgとして3.18m3、練混水19,200kgとして19.2m3の水量を使用することとしている。</p> <p>しかしながら、積算について見ると、水の重さから体積に変換する際に誤って希釈水31.8m3、練混水192m3の水量を計上している。</p> <p>このため、積算額約670万円が過大なものとなっている。</p> <p>気泡混合軽量土材料の積算を適正に行われたい。</p>	<p>局は、平成28年2月26日の技術担当課長会で監査結果を報告し、再発防止に努めるよう周知徹底を行った。設計を行った西多摩建設事務所では、平成27年12月8日に課長会で所内各課に周知し、事例の情報共有、周知徹底を図った。また、同日に工事第一課の課内会議を開催し、職員に周知した。さらに、今後の工事発注において、「軽量盛土工」及び「軽量盛土工における積算チェックリスト」を参照し、課長代理(工事担当)が照査を行い、起工書に照査確認の押印を行うこととした。</p>
42	建設局	掘削作業について受注者を適正に指導・監督すべきもの	<p>舎人公園公園灯整備工事(足立区西伊興二丁目地内ほか、工期：平成26.10.31～平成27.7.31、契約金額：1,425万6,000円)は、都市計画公園の周囲園路に公園灯等の整備を行うものである。</p> <p>ところで、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年建設省経建発第1号)では、受注者は地盤を掘削する場合、地盤性状、敷地及び周辺地盤の調査条件等を総合的に調査した上で掘削方法を決定し、切取り面にその箇所土質に見合った勾配を保つて掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には山留めを行うものと定めている。</p> <p>しかしながら、本工事における公園灯設置の工事記録写真について見ると、現場の地下水位が高い状況下において、1.5mを超える掘削作業が発生しているにもかかわらず、山留めが行われていない状況が認められた。このような状況は、崩落事故につながりかねない危険なものであることから、受注者に関係法令等を守った安全対策を確実に実施させるべきである。</p> <p>掘削作業について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>局は、平成27年11月30日に公園工事担当課長会及び平成28年2月26日の局技術担当課長会で、再発防止に努めるよう周知徹底を図った。</p> <p>緑地事務所では、平成27年11月10日に所内の工事安全対策委員会において、監査結果を報告するとともに、監督員が受注者に対して掘削作業時の作業の安全確保を指導するよう周知した。併せて課内会議でも、担当職員に同様の周知を行った。受注者に対しては、工事安全パトロール(平成27年11月、平成28年1月実施)等で掘削作業時の安全確保を指導しているほか、所開催の工事安全講習会(平成28年2月9日開催)でも安全対策の周知を行った。</p> <p>掘削に関わる工事については、受注者に対し施工計画書に掘削作業の安全確保について必ず記載するよう書面にて指示し、現場での確認、指導を強化する。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
43	港湾局	イマーゼックの適用範囲を示し、受注者を適切に指導・監督すべきもの	<p>平成25年度中防外1号線道路工事(その2)(江東区青海三丁目地内中央防波堤外側埋立地、工期：平成25.12.24～平成26.3.28、契約金額：3億1,372万5,300円)は、中防外1号線の道路工事を行うものである。</p> <p>ところで、本工事には、工事現場周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うためにイマーゼック経費が計上されている。イマーゼック経費は、デザイン化した仮囲い等や快適な現場休憩所の設置等により、建設業の魅力を上させるものであり、仮設備、安全施設及び宮継施設で標準的な内容のレベルアップ分に適用するものである。</p> <p>しかしながら、イマーゼック経費として実施する内容の例示など、その適用範囲が契約図書に示されていないため、受注者から提出された記録書類等をみると、効果的なイマーゼックの取組が実施されていない。</p>	<p>局では、イマーゼック経費の主旨に合った特記仕様書への記載について、適用範囲の例示を行うよう特記仕様書作成要領を、平成28年4月1日に改正し、局内周知を図った。</p> <p>また、平成28年2月3日開催の第2回工務関係係長会を通じて、指割内容についての局内周知を図った。</p> <p>設計を行った東京港湾建設事務所では、監査の指摘を受けて、特記仕様書に実施する内容の例示を記載し、具体的な適用範囲を示すこととし、平成27年4月22日開催の課係長会を通じて、指割の趣旨及び特記仕様書の修正について周知徹底した。</p>
44	港湾局	樹木の支柱を適切に選定すべきもの	<p>平成25年度第二高潮対策センター新築工事(港区港南三丁目9番56号、工期：平成25.7.9～平成26.11.13、契約金額：3億7,233万7,001円)は、水害から都民の生命、財産、首都東京の中核機能を守るために第二高潮対策センターを整備するものである。</p> <p>ところで、外構工事設計要領によると、樹木の支柱は、樹高250cm未満の場合では布掛型等を、樹高250cm以上の場合は二脚鳥居型を選定するものとしている。</p> <p>しかしながら、本工事の設計では、樹高150cmの「せいやうかなめも」の支柱として二脚鳥居型を選定している。このため、積算額約101万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成27年4月10日付事務連絡にて、港湾整備部建設調整課から施設建設課の本案件担当係へ注意喚起を行った。</p> <p>また、平成28年1月13日講評後、工事監査指図書事例集に追記し、今後は積算時に参照しチェックを行えるようにした。</p> <p>さらに、平成28年2月3日開催の港湾局工務関係係長会を通じて指割の内容を周知し、港湾局全職員に対して設計時に十分に注意して設計するように指示した。</p> <p>設計を行った港湾整備部では、平成28年1月20日に、課長より、課内全員に指割の内容を周知し、設計時には、十分注意をして設計するように周知徹底を図った。</p>

<p>番号 (対象局)</p> <p>45 港湾局</p>	<p>事項</p> <p>公園灯用 ハンドホー ルの単価設 定を適正に 行うべきも の</p>	<p>監査結果の要約</p> <p>平成26年度ゾンボルアロムナー公園整備 工事(その3)(江東区青海二丁目地内、平 成27.3.13、契約金額:2億7,946 万1,480円)は、ゾンボルアロムナー 公園のウエストアロムナーにおいて、高木 の植栽、園路等の整備を行うものである。 このうち、公園灯用ハンドホールの積算に ついて見ると、局積算基準の施工単価に加 えて、ハンドホール蓋の材料費を計上し単価設 定している。 しかしながら、この施工単価には、ハンド ホール蓋の材料費が含まれているため、積算 額約140万円が過大なものとなっている。</p>	<p>講じた措置の 概要</p> <p>局は、平成27年4月10 日付事務連絡にて、港湾整備 部建設課整備課から臨海開発 部海上公園課の本案件担当 係へ注意喚起を行った。 また、平成28年1月13 日講評後、工事監査指図書事 例集に追記し、今後は積算時 参照しチェックを行えるよ うにした。 さらに、平成28年2月3 日開催の工務係長会で監査 指図書内容について局内周知 を図った。 ト事を行った臨海開発部 は、材料費の過大積算につ いては、契約変更により減額 対応し、是正した。 平成28年1月20日に 課長を通じて課内全員に指 摘の内容を周知し、積算時 には十分注意し積算するよう 指示した。</p>
<p>46 東京消防庁</p>	<p>事項</p> <p>冷却塔の 単価設定を 適正に行う べきもの</p>	<p>監査結果の要約</p> <p>豊島消防署(25)空調設備改修工事(豊 島区東池袋三丁目19番20号、工期:平 成25.10.1~平成26.3.13、契 約金額:7,784万7,000円)は、老 朽化し豊島消防署の空調設備を改修するもの である。 このうち、冷却塔の積算について見ると、 庁標準単価から機器費を控定している。 しかしながら、冷却能力の単位をkWから 冷却トンに換算すべきところ、誤って換算せ ずに選定したため、能力の異なる大きな冷却 塔の単価が設定されている。さらに、本工事 の冷却塔は、耐震性能を強化した特殊な仕様 であり、本来標準単価を適用できないもので ある。 納入された冷却塔は、適正なものであり、 仮に、その仕様で算定すると、積算額約130 万円を低減することができる。</p>	<p>講じた措置の 概要</p> <p>局は、平成27年3月27日、平成27年工 事監査検討会で指摘事項の 周知を行った。 再発防止策として、従来の チェックシートに加え、「機 械設備内訳チェック表」を作 成し、下記について確認を行 う体制とした。 ① 冷却塔採用の場合、能力 値(kW)を冷却トンに換 算しているか。 ② 内訳書の各種単位と拾 い表、機器表の単位に誤り はないか。 ③ 設計担当者以外の設備 担当者による再チェック。 また、冷却塔採用の場合 は、図面の仕様書に冷却トン とkW表示を併記している。</p>

<p>番号 (対象局)</p> <p>47 東京消防庁</p>	<p>事項</p> <p>仮設足場 の数量算出 を適正に行 うべきもの</p>	<p>監査結果の要約</p> <p>四谷消防署(26)外壁その他改修工事(新 宿区四谷三丁目10番地、工期:平 成26.7.29~平成27.3.6、契約 金額:1億1,764万4,400円)は、 四谷消防署の経年劣化した外壁を改修するも のである。 このうち、仮設足場の積算について見ると、 部分的に重複した足場面積を計上したため、 積算額約1,130万円が過大なものとなっ ている。</p>	<p>講じた措置の 概要</p> <p>総務部施設課は、平成27 年3月27日、平成27年工 事監査検討会で指摘事項の 周知を行った。 再発防止策として、従来の チェックシートに加え、「積 算数量確認表」を作成し、下 記について確認を行う体制 とした。 ① 「足場面積」、「外壁調査 面積」、「養生シート面積」 の数量比較検討。 ② 工事発注前に現場を再 度確認し、設計図及び積算 数量の妥当性の確認。 ③ 設計担当者以外の建築 担当者による再チェック。 また、起工段階で、技術力 の豊富な専務的非常勤が 専任で再確認を実施して いる。</p>
<p>48 交通局</p>	<p>事項</p> <p>昼夜間区 分の施工条 件の明示を 適切に行う べきもの</p>	<p>監査結果の要約</p> <p>新宿線小川町駅ほか1駅照明器具更新工事 (都営新宿線小川町駅及び大島駅、工期:平 成26.3.27~平成26.11.21、 契約金額:6,526万7,685円)は、 駅ホーム、エントランス並びに換気機械室、電 気室等の照明器具をLED照明器具に更新す るものである。 このうち、工事の積算について見ると、駅 ホーム及びエントランス等は、夜間を想定し、 工費の割増しを行っていた。一方、換気機械 室及び電気室等については、昼間を想定して、 工費の割増しを行わず積算していた。 しかしながら、入札に際し提示した設計図 面及び特記仕様書では、原則として夜間作業 を行うこととしており、積算の意図を反映さ せた施工条件が明示されていない。 このため、入札参加者が照明器具の更新工 事を積算する際に、施工条件を特定すること ができない。</p>	<p>講じた措置の 概要</p> <p>局は、平成28年1月14 日付「平成27年工事監査等 指摘事項の再発防止につ いて」の文書により、指摘事項 の説明と注意喚起を行った。 設計を行った車両電氣部 では、全体課長や区長会 議等で、本局と事業所との連絡会 議等で、監査経過の状況報 告、対応の協議を行った。 それを踏まえ、平成27 年8月10日付けで、昼夜間 区分の施工条件を特記仕様 書等にて適切に明示するよう 電力課長及び信号通信課長 名にて、関係職員に周知徹底 を図った。 以後、設計図書を作成、照 査、決裁時において、施工条 件が適切に明示されている かを確認するために、設計審 査チェックリストを新たに 作成し活用することとした。</p>

番号 対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
49 交通局	モノレール運搬に適用する積算基準の選定を適切に行うべきもの	白丸調整池ダム落石対策工事(その1)(西多摩郡奥多摩町棚沢671番地から西多摩郡奥多摩町白丸398番地、工期：平成26.7.15～平成27.6.10、契約金額：3億13万2,000円)は、巡視路斜面の転石や落石の防止を防止する目的で、落石予防工や落石防護工を施工するものに既設巡視路を部分的に補修するものである。このうち、モノレール運搬の積算について見ると、現場状況から治山林道必携(積算・施工編)が基準として適用できる。しかしながら、本工事では、治山林道必携(積算・施工編)を適用しておらず、積算額約66.4万円が過大なものとなっている。(注) 治山林道必携(積算・施工編) 林野庁が定めた森林整備保全事業(治山林道関係事業及び林道関係事業をいう。)の標準掛掛及びその留意事項を記載した積算基準	局は、平成28年1月14日付「平成27年工事監査等指摘事項の再発防止について」の文書により、指摘事項の説明と注意喚起を行った。設計を行った車庫電気部では、全体課長や業務連絡会等で、監査経過の状況を逐次報告し、本局及び事務所に對して指摘事項及び注意喚起の周知徹底を図った。今後の治山工事については、モノレール運搬の積算を行うにあたり治山林道必携(積算・施工編)を適用する。また、適用頻度の少ない積算基準を用いる際、適用基準の適否を確認するため、類似工事を行う他局へのヒアリングを実施していく。さらに、ヒアリング結果及び積算内容を確認するため、平成27年5月29日に新たなチェックリストを作成した。
50 交通局	単列の単備設定と施工条件の明示を適切に行うべきもの	都電荒川線軌道保守その他工事(種別単備請負工事(都電荒川線の本線内及び車庫内、工期：平成25.4.1～平成26.3.31、契約金額：1億622万197円)は、都電荒川線の軌道にかかわる緊急対応及び保線作業の効率化を図るため、直営作業の一部を単備契約で行うものである。このうち、除草・芝刈処理について見ると、人力による単列のみを単備として計上しているが、契約図書には、積算の意図を反映させた、人力施工による条件が明示されていない。このため、機械を使用して単列を行っている状況が、工事記録写真で認められた。機械施工が可能な場合もあることから、仮に、機械による単列の単備に基づき積算できると、最大で積算額約50.8万円が低減できるものである。	局は、平成28年1月14日、「平成27年工事監査等指摘事項の再発防止について」の文書により、指摘事項の説明と注意喚起を行った。設計を行った建設工務部では、平成27年2月13日に開催した課内会議において、工事監査結果と対応を関係職員に周知した。また、単備を構成する内容について検討を行い、平成27年度から人力作業の工種と機械作業の工種を作成し、施工単備を設定した。更に、平成27年度の特記仕様書において、施工条件を明示して使い分けることを設定し、関係職員と受注者へ適宜伝わるようにした。

番号 対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
51 交通局	流動化処理の単備設定を適正に行うべきもの	環状第5の1号線地下道路荒川線併行部(難町が谷工区)建設工事(豊島区難町が谷三丁目1番先から同区難町が谷二丁目8番先まで、工期：平成25.3.14～平成28.8.31、契約金額：25億6,064万1,720円)は、環状第5の1号線地下道路のうち、都電荒川線と併行する部分について、構造物を築造するものである。このうち、流動化処理士の積算について見ると、高設計単備表で定める流動化処理士の単備に加えて、施工費として普通作業員を計上して単備設定している。しかしながら、流動化処理士の単備には、施工費が含まれているため、積算額約20.8万円が過大なものとなっている。(注) 流動化処理士 関東ローマなどの原料土と水を混和した泥水に、セメントあるいはセメント系固化材を添加したもの	局は、平成28年1月14日、「平成27年工事監査等指摘事項の再発防止について」の文書により、指摘事項の説明と注意喚起を行った。設計を行った建設工務部では、平成27年4月9日に実施した課内会議で、今回の指摘事項について課長から報告を行い、再発防止を徹底するように周知を図った。また、設計・積算業務及び工事等の監督業務と適正に遂行するため、監査・会計検査の概要及び監査等における対応についての研修を平成27年12月7日に実施した。さらに、平成28年2月16日には新規若手職員を中心に積算業務に関する研修を実施した。これらの研修等を活用し、部内関係部署の担当者に対する周知徹底を図っていく。再発防止策として見積りによる設計単備を確認するチェックリストを作成した。
52 交通局	機械器具の単備設定を適正に行うべきもの	三田線トンネル長寿命化試験工事(三田線奥町駅～西奥町駅間、工期：平成25.12.27～平成27.2.16、契約金額：1億5,595万2,000円)は、トンネルの断面修復等を行うものである。このうち、導水樋及び導水管撤去工、止水注入工及び剥離補修工の積算について見ると、機械器具積算は、見積りにより単備設定されている。しかしながら、この見積り単備には、共通仮設費(率分)に含まれる労務者の輸送に要する費用が計上されており、これを控除せずそのまま採用したため、積算額約65.4万円が過大なものとなっている。	局は、平成27年1月14日、「平成27年工事監査等指摘事項の再発防止について」の文書により、指摘事項の説明と注意喚起を行った。設計を行った建設工務部では、過大であった機械器具の積算については、平成27年7月14日の契約変更の際に、導水樋及び導水管撤去工、止水注入工及び剥離補修工の単備から控除し、減額対応により是正した。また、本件への対応内容について、平成27年2月13日の課内会議等で設計担当者全員に周知した。さらに平成28年2月16日には、新規若手職員を中心に積算業務に関する研修を実施した。再発防止策として見積りによる設計単備を決定する際、見積り内容を確認するチェックリストを作成した。

<p>番号 53</p> <p>対象局 (団体) 交通局</p>	<p>事項 天井仕上 げの単価設 定を適正に 行うべきも の</p>	<p>監査結果の要約 日暮里・舎人ライナー西日暮里駅ほか7駅 天井補修工事(荒川区西日暮里5-31 ほか7駅、工期：平成26.3.10～平 成26.10.31、契約金額：4,991 万1,120円)は、駅構内の天井補修を行 うものである。 このうち、内装工事における天井仕上げ(ア ルミスベントレベル)の単価について見ると、 建設資材定期刊行物及び高単価の組合せによ り単価設定することができる。 しかしながら、見積りにより単価設定をし たため、積算額約10.9万円が過大なものと なっている。 (注)アルミスベントレベル アルミ材でできた天井仕上げ材</p>	<p>講じた措置の 概要 局は、平成28年1月14 日、「平成27年工事監査等 指摘事項の再発防止につい て」の文書により、指摘事項 の説明と注意喚起を行った。 設計を行った建設工務部 では、平成27年4月14日 の課内会議で、指摘内容の説 明をすると共に、定期刊行物 に掲載され、駅施設で頻繁に 使用されている材料の一式 を作成し、採用すべき単価に ついて確認するように注意 喚起を行った。 また、平成27年12月7 日に「監査等における主な指 摘事項と対策」説明会を行っ た。</p>
<p>54</p> <p>交通局</p>	<p>開口部の 養生につい て受注者を 適切に指 導・監督す べきもの</p>	<p>浸水防止機設置工事(新設：三田線10箇 所、浅草線3箇所)計13箇所、交換：浅草 線2箇所、工期：平成25.8.8～平 成26.7.2、契約金額：9,570 万5,220円)は、洪水ハザードマップに 対応するため、三田線及び浅草線の通風口に 浸水防止機を設置するものである。 ところで、労働安全衛生規則(昭和49年 労働省令第32号)では、高さが2m以上の 開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼす おそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い 等(以下「囲い等」という。)の設置が義務 付けられている。 しかしながら、本工事における工事記録写 真から見て、通風口の開口部の高さが 作業時においては2m以上あるにもかかわらず、 開口部の養生が認められなかった。 「囲い等」の設置が認められなかった。 「監査」監督されたい。</p>	<p>局は、平成28年1月14 日、「平成27年工事監査等 指摘事項の再発防止につい て」の文書により、指摘事項 の説明と注意喚起を行った。 設計担当の保線課では、平 成27年2月13日の課内 会議で指摘事項を周知する とともに、平成27年度契約 した浸水防止機交換工事の 特記仕様書に転落防止対策 工事担当の馬込保線管理 所では、管理所全職員を対象 に平成27年1月27日と 同年2月10日に労働安全 衛生規則に関する議論を行 い、開口部や高所作業におけ る安全対策を周知徹底した。 また、平成27年10月末 に契約した浸水防止機交換 工事では、11月30日に代 理人と業者が参加して施 工計画書検討会を開催し、墜 落の危険がある箇所には囲 い、手すり、覆い等の転落防 止策を講じるよう指導した。</p>

<p>番号 55</p> <p>対象局 (団体) 水道局</p>	<p>事項 塗装工の 単価設定を 適切に行う べきもの</p>	<p>監査結果の要約 平成26年度金町浄水場高速沈殿池塗装工 事(葛飾区金町浄水場1番1号、工期：平 成27.1.19～平成27.6.12、契 約金額：7,591万7,520円)は、高 速凝集沈殿池の塗替え塗装を行うものであ る。 このうち、水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗 装工事の積算額について見ると、塗料費は、高積 算基準の鋼管内面塗覆塗装費の標準使用量を準 用し、単価設定している。 しかしながら、この標準使用量は、鋼管接 合部等の比較的小規模の施工を想定したもの であり、本工事の施工条件を考慮すると準用 することは適切でない。 仮に、本工事のメーカー塗装仕様の標準使 用量で算定すると、積算額約1,063万円 が低減できるものである。</p>	<p>講じた措置の 概要 局は、平成27年7 月16日付事務連絡にお いて、浄水場等が行う大規 模塗装工事の積算につい て、局積算基準における適 用範囲を明確化し、周知を 図った。 また、平成28年1 月13日付文書において、 指摘趣旨を局内へ周知し、 再発防止を図った。 設計を行った金町浄水 管理事務所では、平成27 年7月16日に「保線会」 及び「保会」を臨時に開催 し、指摘事項の報告及び現 場状況に応じて適切な単 価設定、積算を実施するよ う周知を図った。 今後、発注する同種工事の 積算時には、メーカー仕様等 を確認のうえ、見積りによる 歩掛を適用するなど施工規 模や現場実態に適した単価 設定を行う。</p>
<p>56</p> <p>水道局</p>	<p>立形制水 弁室築造の 積算を適正 に行うべき もの</p>	<p>美住給水所から東村山浄水場間送水管 (2,000mm)新設及びトンネル用到達立 坑築造工事(東村山市美住町二丁目13番 地4号(美住給水所)から同市美住町二丁 目20番地236号(東村山浄水場)間、工 期：平成25.3.15～平成27.10.14、 契約金額：7億3,988万2,800円) は、送水管及び立坑築造を行うものである。 このうち、立形制水弁室築造の積算につい て見ると、高さ調整フロックの数量は90 mm及び30mmとすべきところ、単位を誤 って900cm及び300cmとして計上されて いる。 このため、積算額約25.4万円が過大なも のとなっている。</p>	<p>多摩水道改革推進本部で は、施設部内において、平 成27年6月26日に実施 した設計課内会議及び平 成27年7月7日に実施し た工務課内会議で、指摘内容 を報告し、再発防止に努め るよう周知徹底した。 設計課では、平成27 年10月28日の課内会議以 降、起工時において相互チェ ックを全案件行うこととし、 再発防止を図っている。さら に、工務課では技術審査及び 事務審査において、作業期間 を十分確保することにより、 これまで以上に審査体制を強 化する旨、同年12月14日 に文書で周知徹底した。</p>